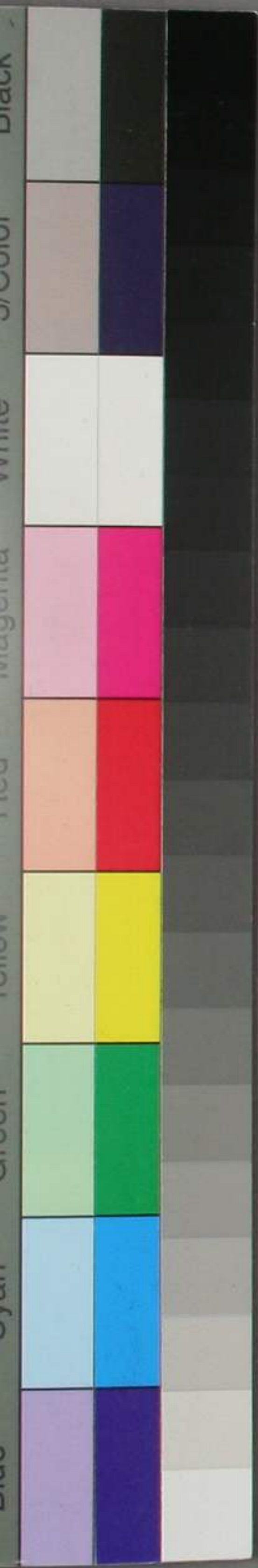


御高札諭艸及違式註違述義全

8

和装本

713
3047



7 13
保野
3047
卷

明治六年第一月

御高札諭州

併違式註
違述義

東京
書林

雁信閣發行

近來日蘭化能域に進み婦女子に筆を至り
まき自ら利藪をたき文字も御旨なり
またるは行はぬありて己れを分を忘る日
米の體方ホを説諭を著者何人と見た
まよひたるなりまきおとせ也 依て今
御高札の字を大書し新規の違式禮式
五拾四と條を去載し子もも御旨なり

且つこの如くともありて、其の任を下し一印
行し書を禱初むる幼童より禱すべし
目ら 天下の世法制を辨へて言成も此覺ゆ
る端は世に此量の為なり志ある人
切に禱すべし其れは女意を解きしめ給ん
とを候し

御高札之寫



茅乳 定

明治四十年一月廿四日
中村健氏寄贈

一人たるもの五倫は是城戸に在りて事

一鰥寡孤獨廢疾は其のを憫むる事

一人を殺し家を焼き財を盗む事の悪業何ぞ

まじき事

義南禮を按ずる五倫とて君臣父子夫婦
長幼朋友の五倫なり其の五の道とて

君臣の義何とて

大君臣の君を忠

至号主上を申し奉と臣を百官を初め

普天の六臣まもあはさるその一人もたし其君

の義何とて君は為免よ私みんの私ひんを敬いさ

ちしもかかゆたき精忠を忠ちゆうに身みを

をふけらるるなり楠社くすのぎの御神を忠ちゆうに

守り給ひ御神を念ふは

その人ひとの心を敬いさむ少君せうきんを忠ちゆうに

依り仕るる人の主人を云いふ敬いさむは大小の君

ありと云ふも大なる御神みかみの御神みかみを忠ちゆうに

君臣の義を申す大君臣の義城ぎじょうを忠ちゆうに

とあり又又またまた親おやありとて父子の間まに

は福ふく親おや睦むつありとてあはれきたる

父を多き親しむとく子に父より親しむ仕
へ孝行をなすをたたり又孝婦と別ありとて
夫婦の旨を睦まじくたすをも別ありと
てあたふさまに家由をききてよらん一いつ頃
夫をぬき常と婦を由のこに城おむむる
たると長物より序ありとて長を終りといり
さる人物をとつてのきとのをいふ序につ

以てと神をいふとも自願きとのよに
たると自りとも人をも何事をもなき
用ひ敬ひ席もよき法の一むべきなり又
朋友をも信ありとて朋友の友たらしむ
信をまじくとて神を朋友の友來人たのま
しむたなきに何ゆも信實を以て文と
ありともつとらなきに信たなきと也あ

五倫の道より五倫の道より
孝の道より孝の道より
忠の道より忠の道より
夫婦の道より夫婦の道より
兄弟の道より兄弟の道より
父子の道より父子の道より
君臣の道より君臣の道より
親戚の道より親戚の道より
隣里の道より隣里の道より
郷党の道より郷党の道より
宗族の道より宗族の道より
同士の道より同士の道より
異士の道より異士の道より
遠方の道より遠方の道より
近所の道より近所の道より
内家の道より内家の道より
外家の道より外家の道より
家内の道より家内の道より
家外の道より家外の道より
家内の道より家内の道より
家外の道より家外の道より

あつぬものきこふこきらぬ人
を法より一悩むつとをる

人を殺し家を焼き財を盗むは

きこふ業なきをありき事なる

第九 定

一何事より何事より一何事より
せり銭をせりしとせりしとせりしと

いひるをききたるをたつをかうそといひのほひ
い申合居所に村をたちのみをいをてうをん
其堅く 沖法度より若く類の儀こきあ
い早く其筋の役所へ申出つし沖はうひ下
さるく事

第三礼定

一切支丹宗門の儀は是迄御約束通固くこの

お守り申

一 邪宗門の儀を固く禁止の事

義甫謹々、業をなす申す礼を仰初礼よ
てよ其意候御せり第三礼は切支丹宗
門とそ^そあち外國のそ^そ中古
皇國こ^こい^いれ^れも其迄國の容多きを
い^い敬^敬し^し禁^禁せ^せし^した^たま^まい^いし^しま^ます

唱まの何りも必ず八層の以神宗門
とを種々のあやまきとを以て人をた
ゆくのまきむる宗方をいふなり
天竺を許さむる宗方はあつた
一まきむる

其他免れ畧す

通式律通條何れも寫

第一條

通式の罪を犯す者も七十五錢より少くは
百五十錢より多しは贖金代進御志

宗方禮を授けし十の答贖七十五
錢しして二年の答贖百五十錢なるをた

通式の罪を犯ししは通式とす
き通式しし通式なる

第二條

誣通の罪を犯すものハ六錢二厘を毛より少
くハ十二錢五厘を多しとす此贖金を追
徴す

誣通の罪を犯すものハ六錢二厘を
毛より少くハ十二錢五厘を多しとす此贖金を追
徴す

第三條

誣通の罪を犯すものハ六錢二厘を
毛より少くハ十二錢五厘を多しとす此贖金を追
徴す

一 誣通 答罪

二十石を少くす
二十石を多くす

一 誣通 拘留

十日を少くす
十日を多くす

誣通の罪を犯すものハ六錢二厘を毛より少
くハ十二錢五厘を多しとす此贖金を追
徴す

よその買におきたるものたり又往還して
あつむきをたつる界を拘留して「いん」
甲斐ししきぬめらるるたるを廿二の界も
「あみ」贖金を出 贖ふたりさきも贖金
を出さ力なきものい「けつ」冥決を「せう」
或を「し」しきぬめらるるものたり

第四條

通武並に往還の界より所より「し」す物品は贖
金を科するの外別に没収の申渡しを為
ま

義南禮を業する「し」通武往還する物品
物のとる上「し」このあつむきを贖金を
出せし外に没収を物品取上を仰せ
「し」たるとなり

第五條

或は債通しを犯し一人は換金を借し
或は時を以て其換金を尚債金を借し
或は後ら賄ふ意を命す

或は債通しを犯し一人は換金を借し

或は時を以て其換金を尚債金を借し

或は後ら賄ふ意を命す

或は債通しを犯し一人は換金を借し

或は罪目

第六條

地券所納の者諸上細細を念じ地券の法
或は省く者

或は債通しを犯し一人は換金を借し
或は時を以て其換金を尚債金を借し
或は後ら賄ふ意を命す

府縣の御座の事をなす府縣の法に事
留るべき事云ふ

第七條

廣造の飲食物を腐敗の食物を志す
敷
賣る者

蒙南禮を按る廣造とを志すのたを
腐敗となすを志すのたを飲食物となす

此の事と云ふの事を賣るもの
まゝの物の有るおはるる
處の此あるものたを志す
心を
て高し

第八條

往來又いふ外川中おつ家他多餘
底等哉
自在張出或を河峯助海助
あ一解た

家化者

前南禮を授けたる者
は割禁の
事なり
是より
人たる者
は
事なり
なり

第九條

春画及び其類の諸器物を販賣する者

義南禮を授けたる者
は春画といふこと
は
なり
なり

第十條

病牛死牛其他病死の禽獸を食する者
は
なり

前南禮を授けたる前の第七條といふ條とい

言ふ人 命を過ら死すべし 一 死ぬる
のたを思ふ 御の利を思ひ 凶斯の品を
ひそくし 何つのもよの 答果のおとこ
めし なるを ぬを 命業の 命業男とたを
立身出世を なるを とたを 一 意を田
お精捨し 一 意を出さる

第十一條

才體を刺繡を為せし者

蒙甫諸の業を 是れを 下等財

民にあはさきはたを なるを 言ふ

なるを 然の美を 人の

なるを たを 自し たるの 醜體

なるを

第十二條

男女八人の湯を渡せたる者

第十三條

乗馬して撥り馳驅し又馬車を疾驅し
て行人を觸倒する者

但殺傷するものに限らるる

前浦道に鞍を乗る馬に乗て馳驅し
るのげらげらと或は馬車を疾驅し

るやうにけしし觸倒するもの

せしものハ其處或の所よりやせらるる

もの馬ハ寛大の心趣をもちて馬

よりのそとりのそとを存せしむる

者して馬よりのと馳驅するを樂しむるもの

ありしに甚し困るむたなきも歩の

の時も人の馬を馳驅する困るる

何事也
新備
たす

第十四條

外國人を此處に宿せしむる者

第十五條

外國人を此處に宿せしむる者

第十六條

所火消滅人... 此の者を雇ふこと... 故に... 者

家内... 此の者を雇ふこと... 故に... 者

多事心を法く 世話をきく及て因
る故に亦申問教を程也

第十七條

夜中無燈の馬車を以て通り 走る者

第十八條

人言稠密の場所において 竊に火技を致す者

家内預り 業を以て 稠密をせりつる者

あるところを火技の子供のまゝに
そひよつてふをたひ 類物に火をたき此
に 火の元を安んずるべきを
せよ

第十九條

大馬場之關係なきに 乗馬者

家内預り 桟を以て 關係なきに 乗馬者

左より右の中^を捕^を用^をた^をま^をの^を鳥^をを^を火
多^を捕^を出^をる^をと^をた^をの^を人^をと^をた^をと

茅廿條

取^をる^を床^を店^を蔭^を篋^を張^をを^を取^をさ^をる^を者

茅廿一條

取^をる^を往^を來^をの^を常^を燈^を臺^をを^を破^を毀^をる^を者

茅廿二條

裸^を融^を又^を祖^を禡^を一^を或^を股^を腫^をを^を露^をり^を醜^を體^をを^を
取^をる^を者

象^を甫^を禮^をを^を按^をる^をは^を裸^を體^をを^をと^をる^を祖^を禡^を
こ^をの^を女^をを^を股^を脛^をを^をと^をる^を其^を祿^をを^をり^を
醜^を體^をを^をと^をる^をと^をる^をと^をる^をと^をる^をと^をる^を
と^をる^をと^をる^を也

茅廿三條

馬及車留の掲示あるは路橋梁を犯し
通る

家甫禮を檢するは掲示のけ志あり
と云ふは橋ののりよ車留とあるは
日車留たるをてつるをを過すたる

第廿四條

拾印の舟車を以て渡世たるもの

家甫禮を檢するは拾印の少免の印也
少免の印なき車や船を何つと云ふ

第廿五條

男女の撰並に蛇毒の印破裂を見世物
出まき者

第廿六條

第三十二條

斟酌なく馬車を疾駆せし行人ハ迷惑
を掛くる者

前項同様ノ案々々馬車を駆らし
人ハ迷惑を掛くる往來者ハ
觸倒等
是等式ノ器と志す

第三十三條

人力車^{ひき}輓のとの強々急車を
勸め過る中
掛くる者

第三十四條

他人園中ノ葉實を採り乞ふ者

第三十五條

馬車及人力車荷車カを
往來ニ置きて
人の妨をなす及ハ生馬を
街衢ニ横一行人

を妨ぐ者

前浦禮を袖に街衢とまると云ふは

第三十六條

會^{きん}既^いの死すもその或を汚穢の物を往來^{きん}せ
撥棄^{はく}せし者

第三十七條

湯屋瀝世の毛の石を晒^あ故ら或は二^い付く

尺隠し^は簾を垂^たる者

前浦禮を案に湯屋を男^お女^め裸體^{はだか}碓^う

水^{みづ}云々^いとたふもい^い石^{いし}を晒^ある置^お往來^{きん}せ

尺^{しち}せし^し起^おる外國人^{がいこくじん}の肩^{かた}し^しま^まつ^つる

し^しま^まつ^つる

第三十八條

尺^{しち}宅^{たく}前^{まへ}掃^{はき}除^りを怠^{おそ}り或^{ある}は下^{した}水^{みづ}を流^{なが}す

菟甫禮之案之宅とは自分の居る宅
たも毎朝奇麗と掃除し往來の妨おそ
く種々懸て精々念を入りし自分仲
外にいと掃除念を入る歩行たり安
具に之をの居のたの直歩ありや
やと又他の外にいと掃除行々具

鼻を徹しとそよりおしき考へ自分
門前を精々掃除し

第三十九條

婦人をも濁もたし敷敷きしもの

第四十條

荷車及び人力車に乗りて
者掛者

茅四一條

下抽條のとの蓋なき糞桶を以て搬送せし者
為南禮と抽と搬送とを以てしと云ふ
とたを蓋なきまの臭氣と膝へま見若
しき故たる

茅四十二條

旅籠屋渡世の者止宿人名を記載せし或は

しき届事出さる者

茅四十三條

往才筋の号札五人家と番号名札看板
を以て破毀せし者

為南禮と抽と遊式とを以て事終者破

毀を以てしき出さるる往才の番四條
例ありと多し繁華の土地に下條の者

此歩の^一 爲に^二 出板子をたき^三 又^四 看
板板をたき^五 終に^六 破毀を^七 教^八 才^九 世^十
よ^{十一} じ^{十二} 同^{十三} せ^{十四} 不^{十五} 他^{十六} 法^{十七} たる^{十八} 事^{十九} 何^{二十} せ^{二十一}
ま^{二十二} こと^{二十三} たり

第四十四條

喧嘩^一 及^二 人の自由を妨げ^三 且^四 驚愕^五 する^六
ま^七 噪^八 市^九 を^十 希^{十一} 出^{十二} せ^{十三} こと^{十四} の

義南^一 禮^二 を^三 按^四 する^五 人の自由を妨^六 する^七 是^八
人^九 皆^十 自^{十一} 主^{十二} 自由の^{十三} 權^{十四} 有^{十五} する^{十六} 渡^{十七} 世^{十八} 營業^{十九}
を^{二十} 爲^{二十一} する^{二十二} の^{二十三} た^{二十四} き^{二十五} を^{二十六} 其^{二十七} 自由を^{二十八} 妨^{二十九} する^{三十} 死^{三十一}
重^{三十二} しく^{三十三} せ^{三十四} 渡^{三十五} 世^{三十六} の^{三十七} 事^{三十八} 亦^{三十九} 其^{四十} 自由を^{四十一} 妨^{四十二} する^{四十三} 規^{四十四}
則^{四十五} あり^{四十六} 物^{四十七} 束^{四十八} あり^{四十九} 是^{五十} に^{五十一} 違^{五十二} ひ^{五十三} 事^{五十四} 生^{五十五}
ま^{五十六} する^{五十七} 事^{五十八} 亦^{五十九} 其^{六十} 驚^{六十一} 愕^{六十二} にお^{六十三} する^{六十四} 事^{六十五} あり^{六十六}
噪^{六十七} 市^{六十八} を^{六十九} 希^{七十} 出^{七十一} せ^{七十二} こと^{七十三} たり

第四十五條

往來の書翰を破毀するもの

高南禮を按て茅早六條目の子

わら親下雅わら主人おら書と細

ア一置てま也

茅早六條

津息より人へ汚穢物及石砾等を抛澆

せららの

高南禮を按てまを求て汚物石砾ホ

を抛澆するをけらりのまをまを

あはれまを津息の何やまを

しとまのまを自分求て抛澆

せららのまを

第四十七條

其

田圃種蕪の路なき地を通りて一又ハ馬
を牽入る者

家畜種を種々田圃を田也とすけの
種蕪とてうきつあつる地をそ路
なきとてつをいひま歩や馬をひき合
ふなり

第四十八條

物を掛り電信線を妨害する者

蕪圃種を種々とす電信線ハ則ちそ
をうきつあつる地をそ路なきとて
つをいひま歩や馬をひき合ふなり
をうきつあつる地をそ路なきとて
つをいひま歩や馬をひき合ふなり

第四十九條

市中は牛馬能くおいて使所をわらざる場所ハ

後とてその

第五十條

店先を以て往來に由り幼穉に大小便せしむるもの

第五十一條

荷車及び人力車等を道へ扱き通るを妨ぎし者

第五十二條

誤て生るるを放ちし人家に入者

第五十三條

火を闇らしめ及ぶ者

第五十四條

巨大の紙鳶を揚ぎし者
義勇隊を稱する者
紙鳶の者

たゞや家^ヤ根^ネに掛^カて瓦^イを換^カへ一^一庭^ニ前^ニ此^レ
樹^ノ木^ヲ折^リて枝^ヲを換^へ一^一或^ハ貴^ノ人^ノの面^ニ
前^ヲよりあ^らせ^て或^ハ衣^ヲを洗^ひ一^一且^ニ都^ノ舎^ニ
の雜^ニ意^ヲま^る地^ニに何^レも少^ク火^ノ紙^ノ香^ヲ
を爲^す座^ノの^と見^えを^さる^を以^て往^來の
人^ヲをよ^くと^した^まふ^を實^ニ市^ノ中^ニに大^ニ客^ヲ
あ^らせ^て功^ヲ有^し多^クを特^ニ親^ク宣^へ地^ヲを換^へ

拘^りま^し一^一む^すの^の他^ノの^遊に^代る^に一^一
往^來の^人を^とり^て一^一玉^ヲを^とる^を
如^く五^十四^條の^と般^ニ御^ノ確^ニ定^まる^をた^まは^す
以^て新^規の^事と^して^思ひ^し自^己の^勝と^思ひ^し
一^一き^を以^て得^るも^も上^を識^しま^しら^せ
その^たり^しも^も云^つて^は心^の遠^の甚^しき^を
その^とあ^らせ^て各^ノ箇^ノ條^中に^あら^せ

こまやかす可とせし一ものをも香とせし一ものあり
まあはくこまやかすともも御制禁より一とこ
ろ御多端の御時そ僥倖を罪を遁る
れと^{かみトケカ}も文明開化の今日今せらるゝ処を五
十四箇條ともも其細巨細とたなくそ意を
體しそ體ふ他法の義や極お情もたあ
そ凡^{いんげん}たるあはれ國家を報するす忠たはるを

也あはれ移のともも女をも重き物め子
後ましりそ人^と犯^{えん}罪の人たをらんとも希
也

明治六年一月

滋賀縣管下近江國蒲生郡
八幡之民
著述及出版人

高田義甫謹識

伊藤信書

明治第六年一月
官許

協力舎藏版



東京
書肆

小石川大門町
青山清吉
湯島切通三坂町
森田元吉發兌

Faint, illegible handwritten text or bleed-through from the reverse side of the page.

